

「逗子市一般廃棄物処理基本計画＜中間見直し計画＞改定版（案）」

に関する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

お寄せいただきましたご意見に対する市の考え方を取りまとめましたので、ここに公表いたします。

1. 意見募集の期間 令和元年12月5日（木）から令和2年1月6日（月）まで

2. 意見の数 7件

3. 意見提出人数 1人（郵送1人、FAX0人、メール0人、持参0名／個人1人、団体0件）

4. 市の対応区分

記号	対 応 区 分	件 数
○	意見を反映し、素案を修正するもの	1件
□	意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの	1件
■	意見は反映させないが、今後事業実施時等に参考とするもの	4件
▲	ご意見を反映することが困難なため、素案どおりとしたもの	0件
◆	今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として取り扱うもの	1件
合計		7件

5. 意見の内容と市の対応

No.	関連する項目	意見の概要	対応区分	採否の理由	備考
1	第1章計画の位置づけ	<p>・「第1章 計画の位置づけ」「1. 計画策定の趣旨」で、「・・・その後、計画から5年が経過した平成27年度に中間見直しを行い計画期間を平成31年度としました。そのようなことから、本来平成32年度（令和2年度）を初年度として計画を更新する必要があります。しかし、この計画に反映すべき鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画及び逗子市災害廃棄物処理計画が令和元年に策定予定となっており、この計画を改定逗子市一般廃棄物処理基本計画に反映させるため、現計画を1年延期延長するものです。」と記載されていますが「そのようなこと」の意味が不明なため、以下のように訂正願います。</p> <p>「・・・その後、計画から5年が経過した平成27年度に中間見直しを行い計画期間を平成31年度としました。しかし、この計画に反映すべき鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画が令和元年に策定予定となっており、この計画を改定逗子市一般廃棄物処理基本計画に反映させるため、現計画を1年延期延長するものです。そのようなことから、本来平成32年度（令和2年度）を初年度として計画を更新する必要があります。</p>	○	<p>・次のように訂正します。</p> <p>「現計画の計画期間は、今年度の平成31年度（令和元年度）までであり、今年度をもって終了する計画となっています。そのため、本年度中に新たに、平成32年度（令和2年度）を初年度とする計画を策定する必要があります。</p> <p>しかし、この新たな計画策定に当たっては、現在策定中の「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」と整合を図る必要があります。このことから、現計画を1年間延長するものです。」</p>	
2	同上	・「2. 計画の位置づけ」でごみ処理広域化のために、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施」を盛り込むのであれば、「神奈川県循環型社会づくり計画」も盛り込まないと他市との整合性が取れない。	□	・ご指摘のとおり上位計画として国の各種計画等及び神奈川県循環型社会づくり計画との整合を図り計画を策定しております。今後新たに作成する計画でもそのように策定する計画です。	

3	第2章第1節ごみ処理の現状	・「第1節 ごみ処理の現状」「1. ごみ処理の沿革」の「表 2.1. 1 ごみ処理の沿革」では平成 25 年以降何も記載されていないが、これでは「平成 27 年度に中間見直し」を行った意義が何もわかりません。	■	・逗子市一般廃棄物処理基本計画（平成 22 年 3 月）では、計画期間の中間年である概ね 5 年目に計画の見直しを行うこととしていることから、当該年度における目標達成状況等取り組みの評価を行い、今後の計画（後期 5 年間）に必要な施策等についての中間見直しを踏まえ、「逗子市一般廃棄物処理基本計画＜中間見直し計画＞として策定したものです。	
4	同上	・「7. ごみ処理事業費の概況」において、「有料ごみ袋」の収入が記載されていません。収入から経費を差し引いた金額を明示してください。	■	・「逗子市一般廃棄物処理基本計画＜中間見直し計画＞改定版（案）は、上記 3 で示した目的で策定した「逗子市一般廃棄物処理基本計画＜中間見直し計画＞（平成 27 年 3 月）の計画期間を 1 年間延長したものです。 ごみ処理の有料化は、この計画での基本的な施策として計画しており、実績を記載することは計画にそぐいませんので記載しておりません。	
5	同上	・「(2) ごみ処理施設建設等に伴う公債費」の返済表を「緊急財政対策」の中でホームページなどで公表しているのでしょうか？公表していない場合、その理由を説明してください。	◆	・公表しておりません。パブリックコメント対象外の内容であり、参考意見とさせていただきます。	
6	同上	・「8. ごみ処理広域化の現状」で、「表 2. 1.13 経緯」に示された内容では不十分です。 (1) 葉山町はどの時点で協議に参加してきたのかがわからない。 (2) 平成 22 年以降にどことどのような協議が行われてきたのかわからない。	■	・逗子市一般廃棄物処理基本計画（平成 22 年 3 月）では、計画期間の中間年である概ね 5 年目に計画の見直しを行うこととしていることから、当該年度における目標達成状況等取り組みの評価を行い、今後の計画（後期 5 年間）に必要な施策等についての中間見直しを踏まえ、「逗子市一般廃棄物処理基本計画＜中間見直し計画＞として策定したものです。 ・平成 22 年度から平成 25 年度までの間は、ごみ処理広域化の動きに変化がないため記載しておりません。	

7	第2章第5節基本方針及び基本的施策	<p>・「3. 基本的な施策」の「(1) 発生抑制と排出抑制・再生利用の推進」で「家庭系ごみの減量・資源化」には、「マイバックの利用」を記載してください。</p> <p>同じく「事業系ごみの減量・資源化」では、「マイバック運動の推進」「レジ袋の有用化」を記載してください。</p>	■	・ご意見の内容（項目）は、本計画に記載されていないため反映することはできませんが、今後作成する計画の中で参考にさせていただきます。	
---	-------------------	--	---	---	--